

阿賀町 産前・産後ヘルパー派遣事業のご案内

体調不良や家庭の事情等により、家事または育児を行うことが困難な妊産婦さんの世帯に、ヘルパーを派遣し、困っているところをお手伝いします。

1. 対象となる方

阿賀町に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けてから産後1年以内の方

2. 主なサービスの内容

- (1) 家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物等）
 - (2) あかちゃんのお世話（沐浴・おむつ交換・授乳の補助等）
 - (3) きょうだいのお世話（保育園への送り出しのお手伝い等）
 - (4) 妊産婦さんへの援助（産婦さんの休息中にあかちゃんの見守り等）
- ※状況に応じて、町の保健師が訪問することがあります。

3. 派遣時間

6:00～22:00 まで、30分単位で、1日4時間以内
(連続する場合は3時間以内)、合計20時間まで

4. 利用料

無料

5. 委託先事業所

東蒲原福祉会

6. 申請方法

こども・健康推進課に申請してください。



申請から利用までの流れ

- 1) 「産前・産後ヘルパー派遣利用申請書」を、派遣希望日の10日前までに、こども・健康推進課に提出する。
- 2) 「産前・産後ヘルパー派遣決定（または申請却下）通知書」が送付される。
- 3) 決定通知を受けた方に、ヘルパーが直接連絡し、具体的なサービス内容の確認や日程等詳細について調整を行う。
- 4) 決められた時間や内容の範囲内でサービスを受ける。

サービスの具体例

区分	サービスの内容	具体例
(1)家事に関するもの	ア 食事の準備及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な調理（通常作る範囲に限る。大量・特別な手間のかかるものは対象外） ・配膳、片付け、テーブル拭き
	イ 衣類の洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯、干す、たたむ、タンスにしまう ・アイロンかけ、簡単なボタン付け
	ウ 居室の掃除・整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ等の消毒 ・室内の掃除機かけ、拭き掃除など簡易なもの ・台所・風呂・トイレ等の日常的な掃除
	エ 生活必需品の買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・町内スーパーなどでの食品や日用品の購入（交通費は実費徴収）
	オ その他必要な家事援助	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便、宅配便の持ち込み ・布団干し、シーツの交換、ごみ出し等、日常発生する範囲の家事
(2)育児に関するもの	ア 授乳の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳用ミルクを作る、授乳の手伝い ・哺乳瓶の洗浄、消毒、後片付け ・離乳食の調理
	イ おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつや衣類の交換やその補助
	ウ 沐浴介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーバスの準備、片付け ・沐浴、着替えの準備 ・赤ちゃんを拭き、おむつをあて、服を着せる
	エ きょうだいのお世話	<ul style="list-style-type: none"> ・食事やおやつのお世話 ・保育園に行くための身支度 ・保育園（またはバス停）までの送り迎えへの付き添い ・居宅内での遊び相手
	オ その他必要な育児援助	<ul style="list-style-type: none"> ・健診や通院時の付き添い（公共交通機関の利用は実費負担により同伴可。自家用車の同乗は不可。） ・産婦が休息する間の子どもの見守り

※ヘルパーがお子さんに直接関わる時は、基本的に妊産婦さんや家族と同じ場所（部屋）で行うものとします。（例えば、家族が見ていない状態での沐浴はできません）



<問合せ先>

阿賀町役場 こども・健康推進課
健康推進係 Tel. 92-5762